

青森県農業農村整備事業測量作業規程

(農林水産省が定める測量作業規程の一部を読み替えて準用)

令和3年2月

青森県農林水産部農村整備課

(読み替え規程)

青森県農業農村整備事業測量作業規程

青森県農業農村整備事業測量作業規程は、農林水産省農村振興局測量作業規程（令和3年2月1日付け国国地第96号）以下「農林水産省作業規程」という。）を準用する。

この場合において、農林水産省作業規程の第1編第1条中「農林水産省地方農政局」とあるのは「青森県各地域県民局地域農林水産部（農村整備）」と、同条第2項中「農林水産省地方農政局」とあるのは「青森県各地域県民局地域農林水産部（農村整備）」と、附則中「令和3年2月3日」とあるのは「承認日」とそれぞれ読み替える。

第1編 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 この作業規程（以下「規程」という。）は、農林水産省地方農政局青森県各地域県民局地域農林水産部（農村整備）が行う測量について、その作業方法等を定めることにより規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とする。

2 この規程は、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づいて国土交通大臣の承認を得たものであり、農林水産省地方農政局青森県各地域県民局地域農林水産部（農村整備）の行う測量は、他の特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。